

奈良市公報

号外第9号

平成21年7月9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則……………3
- 奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則……………9
- 奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………11
- 奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………11
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則……………11
- 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………11
- なら工芸館条例施行規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………13

訓 令 甲

- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令……………13
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令……………13
- 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令……………15

正 誤

- 正誤表……………17

規 則

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第24号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則（昭和58年奈良市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「前条の規定による届出があつたときは、当該届出の建築物が条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当するかどうかを決定し」を「条例第3条の2第1項の

規定による決定をしたときは」に改める。

第4条第1項中「第5条第1項」の次に「及び第7条第1項」を加える。

第6条中「及び条例第5条第3項」を「並びに条例第5条第3項及び第7条第3項」に改める。

第7条中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第8条中「第7条」を「第9条」に改める。

第9条中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附則第2項中「〔条例第5条第1項〕」を「〔条例第5条第1項及び第7条第1項〕」に、「及び附則第6項」を「及び第7条第1項並びに附則第6項」に改める。

附則第3項を次のように改める。

（規則で定める事由）

3 条例附則第5項第2号に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により生ずる被害又は火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害若しくは事故（当該既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰すべき事由により生じた災害又は事故を除く。）であつて、火災又は震災以外のもの

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第29条第1項から第3項までの規定その他火災若しくは震災又は前号に規定する災害若しくは事故の発生又は拡大を防止するための措置に関する法令の規定に基づく措置

(3) 火災若しくは震災又は前2号に掲げる事由により当該既存店舗に滅失に至らない破損が生じた場合において、関係法令の規定を遵守するためには当該既存店舗の除却を行つた上でこれを改築することが必要であると認められる場合における当該除却

(4) 次に掲げる法律の規定による勧告又は命令に従つて行う除却

ア 消防法第5条第1項

イ 建築基準法第10条第1項から第3項まで又は第11条第1項

ウ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第14条第3項

エ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項

(5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴う除却

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他公共施設の整

備又は土地利用の増進を図るため関係法令の規定に従って行われる事業（当該既存店舗の所有者又は営業者を個人施行者とするものを除く。）の施行に伴う換地又は権利変換のための除却

(7) 建物区分の所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第1項に規定する建替え決議又は同法第70条第1項に規定する一括建替え決議の内容により行う建替え

別記第1号様式中「昭和」を削り、「奈良市長 氏 名

様」を「(あて先) 奈良市長」に、

100m以内の区域	100mを超え200m以内の区域

を

--

に改める。

別記第2号様式中「昭和」を削り、「附則第4項」を「附則第6項」に改める。

別記第3号様式中「昭和」を削る。

別記第4号様式中「昭和」を削り、「奈良市長 氏 名

様」を「(あて先) 奈良市長」に、「及び附則第4項」を「及び第7条第1項（並びに附則第6項）」に改める。

別記第5号様式中「昭和」を削り、「第5条の」を「第5条及び第7条の」に改める。

別記第6号様式中「昭和」を削る。

別記第7号様式中「昭和」を削り、「奈良市長 氏 名

様」を「(あて先) 奈良市長」に改める。

別記第8号様式中「昭和」を削り、「に違反し」を「、第7条第1項に違反し」に、「第6条第1項」を「第8条第7条第3項第1項」に改める。

別記第9号様式中「第4条第6条」を「第4条第6条」に、「第7条第8条」を「第9条」に改め、「昭和」を削る。

別記第10号様式中「第8条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第25号

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則（平成15年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条第2項に規定する」を「同項各号に掲げる」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第1条第2項」に改める。

第3条及び別記様式中「第87条第12項」を「第87条第14項」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第26号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「一級建築士免許証」の次に「若しくは一級建築士免許証明書」を、「二級建築士免許証」の次に「若しくは二級建築士免許証明書」を、「木造建築士免許証」の次に「若しくは木造建築士免許証明書」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 建築物が建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2又は第20条の3の規定の適用を受ける場合において、設計者に係る変更をした場合であって当該設計者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士であるとき 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の写し

第12条第1項の表1の項から3の項までの規定中「同年10月31日」を「同年12月25日」に改め、同表4の項及び5の項中「同年10月31日」を「同年12月25日まで。ただし、ア欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものについては、平成21年4月1日から同年12月25日まで及び平成22年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日」に改め、同表6の項から8の項までの規定中「同年10月31日」を「同年12月25日」に改め、同条第3項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同

項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

第13条第1項第2号中「同年10月31日まで」を「同年12月25日まで。ただし、施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告の時期は、3年以内ごとの4月1日から12月25日まで」に改め、同条第3項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に、「次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める図書」を「建築設備等の状況を把握するため市長が必要があると認める図書」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「(別記第8号様式)」の次に「又はこれと同等の書式と市長が認める書式」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第2号の改正規定は公布の日から、同項に1号を加える改正規定は平成21年5月27日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第27号

奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

奈良市開発行為等の規制に関する規則(平成2年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

「奈良市長 様

申請者 住 所
氏名又は名称

を
㊟

「(あて先)奈良市長

開発許可申請者 住 所
氏 名

に改める。
㊟

別記第2号様式中

「奈良市長 様

申請者 住 所
氏名又は名称

を
㊟

「(あて先)奈良市長

開発許可申請者 住 所
氏 名

に、
㊟

1 工事施行者の住所、氏名又は名称

を

1 工事施行者の住所、氏名

㊟

に、

注文主の氏名又は名称

を

注文主の氏名

に改める。

別記第3号様式中

第2条中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 擁壁の背面図(縮尺50分の1以上のもの)

第3条に次の1号を加える。

(5) 省令第17条第1項第4号に規定する資格を証する書類 別記第6号様式の2

第6条中「着手した」を「着手する」に、「を市長」を「に次条に規定する開発行為許可標識の掲示状況を明らかにした現場写真を添えて、市長」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(開発行為の完了届の添付書類)

第8条の2 法第36条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第29条の届出書に、市長が別に定める事項を明らかにした写真等の資料を添えて、市長に提出しなければならない。

第18条第3号中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改める。

第19条を次のように改める。

(開発行為の施行状況の報告)

第19条 開発許可を受けた者は、市長が当該開発行為に関する工事の途中において工事施行状況を把握するために報告を求めたときは、市長が別に定める事項を明らかにした写真等の資料を作成し、市長に提出しなければならない。

別記第1号様式中

「管理者」を「管理者(担当課)」に、「管理者」を「管理者(担当課)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 公共施設が多数の場合は、その番号に従い図面に明示してください。
- 2 公共施設の管理者が奈良市の場合は、管理者欄に担当課名を記入してください。
- 3 公共施設の管理者の同意書等（写し）を添付してください。

別記第4号様式中

管理者	用地の帰属	管理者(担当課)	用地の帰属	協議課等

を

に改め、同様式備考を次のように改

める。

備考

- 1 公共施設が多数の場合は、その番号に従い図面に明示してください。
- 2 管理者欄は、新たに設置される公共施設を管理することとなる者が奈良市の場合は、担当課を記入してください。
- 3 新たに設置される公共施設を管理することとなる者との協議書等（写し）を添付し、協議課等欄には協議課等を記入してください。
- 4 開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為にあっては、政令第23条に規定する者と協議してください。

別記第5号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 3 条関係)

設 計 説 明 書
(表)

設計の方針	開発の目的										
	基本の方針										
開発区域	地域地区等	都市計画区域 (内 外)				イ 市街化区域 ロ 市街化調整区域					
		宅地造成規制区域 (内 外)				用途地域					
		風 致 地 区 (内 外)				第 種風致地区					
		砂 防 指 定 地 (内 外)				そ の 他					
域内の土地	区 分	宅 地	田・畑	山 林	雑種地						合 計
	面 積 (㎡)										
	比 率 (%)										100%
の現況	区 分	自 己 所 有 地				自己所有地以外の土地				合 計	
	面 積 (㎡)										
	比 率 (%)									100%	
開発行為の妨げとなる建築物その他の工作物の有無						(有 無)					
土地利用計画	区 分	一 般 宅 地	公 共 施 設 用 地								
			道路	公園	緑地	水路					
			面 積 (㎡)								
	比 率 (%)										
	区 分	公 益 的 施 設 用 地				そ の 他				合 計	
		面 積 (㎡)									
比 率 (%)										100%	

備考

- 「開発の目的」の欄には、自己業務用、宅地分譲、建売住宅分譲、造成後一括分譲、賃貸共同住宅の建設等の区分を記入してください。
- 「基本の方針」の欄には、住区、街区の構成及び公益的施設の整備の方針を記入してください。
- 開発区域を工区に分ける場合には、「設計の方針」の欄を除き工区別に内訳表を作成し、添付してください。

(裏)

公共施設の 整備計画	公共施設の 種 別	番 号	概 要			管 理 者 (所管課)	用 地 の 帰 属
			幅員・ 寸法	延 長	面積等		
公益施設の 整備計画	公益施設の 種 別	番 号	概 要		管 理 者 (所管課)	用 地 の 帰 属	
			寸法又は面積	数量等			
宅地設計画	宅地数 区画 (棟数 棟 ・ 住宅戸数 戸)						
	1区画の最低面積 m ²						
上水道計画	公共水道 自己給水						
汚水処理計画	くみ取り式 各戸浄化 集中浄化 公共下水道						

備考

- 1 公共施設の種別は、道路、公園、緑地、下水道、河川、水路、消防水利施設等を記入してください。
- 2 公益施設の種別は、集会所(用地)、ごみ集積施設、駐車・駐輪施設等を記入してください。
- 3 公共公益施設が多数の場合、その番号に従い図面に明示してください。
- 4 奈良市に管理引継ぎする場合は、管理者欄に引継ぎ先の課名を記入してください。
- 5 機械式の駐車・駐輪施設の場合は、寸法欄に明記してください。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2(第3条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

開発許可申請者 住所

氏名 ㊟

(電話番号)

都市計画法第31条の規定による設計者の資格について、次のとおり申告します。

設計者氏名	㊟	生年月日	年 月 日		
住 所					
勤務先名称 及び所在地	(電話番号)				
最 終 学 歴	学校名 修学年数	学科 卒業年月	年 月		
資格 免許等	名 称	技術士 () 部門	一級建築士	その他 ()	
	登 録 番号等				
	取 得 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
宅地開発に 関する実務 経歴	勤務先の 名 称	工事名及び 実務の内容	期 間	期間の合計	
			年 月から (年 月) 年 月まで	年 月	
			年 月から (年 月) 年 月まで		
			年 月から (年 月) 年 月まで		
		年 月から (年 月) 年 月まで			
20ha以上の 開発行為に 関する工事 の設計経歴	事業主名	工 事 名	施行区域	面積 (ha)	許 認 可 年月日・番号
都市計画法施行規則 第19条該当号	第1号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ)・第2号				

備考

- 「20ha以上の開発行為に関する工事の設計経歴」の欄は、開発区域の面積が20ha以上の場合のみ記入してください。
- 「都市計画法施行規則第19条該当号」の欄は、該当号を○印で囲んでください。
- 該当する資格を証明する書類の写しを添付してください。

別記第7号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、

工 事 施 行 者	住 所	(電話)
	氏 名	

を

工 事 施 行 者	住 所	(電話)
	氏 名	

に

備考 奈良市開発行為等の規制に関する規則第7条の規定による「開発行為許可標識」を掲示したことを明らかにした現場写真を添付してください。

改める。

第9号様式(副)中

※ 許 可 通 知 欄	別紙変更申請書に係る開発行為の変更については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。	
	変更許可番号	第 号
	奈良市長 印	
	条 件	

を

※ 許 可 通 知 欄	別紙変更申請書に係る開発行為の変更については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。	
	変更許可番号	第 号
	年 月 日	
	奈良市長 印	
条 件		

に

改める。

別記第16号様式の2中

※ 同 意 通 知 欄	この協議申出書及び添付書類に記載の開発行為については、下記の条件を付して同意しましたので通知します。	
	協議同意番号	第 号
	奈良市長 印	
	条 件	

を

※ 同 意 通 知 欄	この協議申出書及び添付書類に記載の開発行為については、下記の条件を付して同意しましたので通 知します。	
	協議同意番号	第 号
	奈良市長 印	
	条	
件		

に

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市開発行為等の規制に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第28号

奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する
規則

奈良市宅地造成等規制法施行細則(平成21年奈良市規則
第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 政令第16条に規定する措置の工事が含まれるときは、
設計者の資格に関する申告書(別記第1号様式)

第3条中「(別記第1号様式)」を「(別記第1号様式の
2)」に改める。

第5条第1号中「着手した」を「着手する」に改め、同
条に次の1項を加える。

2 前項第1号の届出をしようとする者は、同号の届出書
に、第8条に規定する宅地造成工事許可標識の掲示状況
を明らかにした現場写真を添えて提出しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

(工事完了の検査の申請書の添付書類)

第6条の2 法第13条第1項の検査を受けようとする者は、
省令第27条の申請書に、市長が別に定める事項を明らか
にした写真等の資料を添えて、市長に提出しなければならない。

第8条の見出しを「(宅地造成工事許可標識の掲示)」に

改め、同条中「標識」を「宅地造成工事許可標識」に改め
る。

第9条を次のように改める。

(工事の施行状況の報告)

第9条 法第8条第1項本文及び法第12条第1項の許可を
受けた者は、市長が当該許可に係る工事の途中において
工事施行状況を把握するために報告を求めたときは、市
長が別に定める事項を明らかにした写真等の資料を作成
し、市長に提出しなければならない。

別記第1号様式を別記第1号様式の2とし、同様式の
前に次の1様式を加える。

別記

第1号様式(第2条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

㊟

(電話

)

宅地造成等規制法第9条第2項の規定による設計者の資格について、次のとおり申告します。

設計者氏名	㊟	生年月日	年 月 日	
住 所				
勤務先名称 及び所在地	(電話番号)			
最 終 学 歴	学校名 修学年数	学科 卒業年月	年 月	
資格免許等	名 称	技術士(建設部門)	一級建築士	その他()
	登録番号等			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実務経歴	勤務先の名称	工事名及び 実務の内容	期間	期間の 合計
			年 月から 年 月まで (年 月)	年 月
			年 月から 年 月まで (年 月)	
			年 月から 年 月まで (年 月)	
			年 月から 年 月まで (年 月)	
該当する 資 格	宅地造成等規制法施行令第17条		(第1号 第2号 第3号 第4号)	
	宅地造成等規制法施行規則第23条		(第1号)	
	昭和37年建設省告示第1005号		(第1号 第2号 第3号 第4号 第5号)	

備考

- 「該当する資格」の欄は、該当号を○印で囲んでください。
- 該当する資格を証明する書類の写しを添付してください。

別記第 4 号様式中

工事施行者	住 所		を
	氏 名	(電話)	

工事施行者	住 所		に
	氏 名	(電話)	

備考 奈良市宅地造成等規制法施行細則第 8 条の規定による「宅地造成工事許可標識」を掲示したことを明らかにした現場写真を添付してください。

改める。

別記第 6 号様式中「申請者」を「申出者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市宅地造成等規制法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第29号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 の(1)中「第92条第 1 項」を「第78条第 2 項第 1 号、第92条第 1 項」に改め、同表備考 1 の(2)中「第41条の 2」の次に「、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、同表備考 3 の表中「のうち、年長者（該当する児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）」を「（該当する児童が 2 人以上の場合は、そのうち最年長のもの 1 人とする。）」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第30号

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「助産院名」を「助産所名」に、「受

けない」を「受けていない」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第31号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「、施行規則第 7 条の 3」を「及び施行規則第 7 条の 3」に、「及び施行規則第 7 条の 4 の規定に基づく高齢受給者証」を「（以下「被保険者証等」という。）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 被保険者証等は、8 月 1 日に更新するものとする。

第 8 条の 2 第 3 項中「繰り上げ、又は繰り下げて」を「繰り上げて」に、「被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証（以下「被保険者証等」という。）」を「被保険者証等」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項を次のように改める。

被保険者証等の検認は、市長が必要と認めるときに、その都度行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第32号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号中「（奈良市中ノ川球場、奈良市奈良阪球場又は奈良市南部生涯スポーツセンター球場を除く。）」を「（奈良市平城第一球場、奈良市平城第二球場、奈良市登美ヶ丘球場及び奈良県月ヶ瀬健民運動

場に限る。)」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第8条関係)

陸上競技場器具使用料

種類	単位	使用料			
		午前・午後各1回につき	円	全日	円
放送設備	1式		2,500		5,000
可搬式放送設備	1式		1,000		2,000
写真判定装置	1式		15,000		30,000
シャワー(男・女)	各1式				1,000
冷暖房装置	1式	1時間につき			300
役員室A	1式				200
役員室B	1式				200
陸上競技器具	1式				6,000
走高跳器具	1式				1,000
棒高跳器具	1式				2,000
走幅跳・三段跳用具	1式				300
3000メートル障害物	1式				500
スターティングブロック	1台				100
スタート拡声器	1式				2,000
砲丸足留	1台				100
ハードル	1台				30
ストップウォッチ	1個				100
ピストル	1丁				50
巻尺	1個	1日1回につき			50
バトン	1本				30
電気メガホン	1個				100
選手用長いす	1脚				50
カラーコーン	1個				10
ライン引器	1台				100
サッカー競技用具	1式				300
その他の球技用具	各1式				300
コインロッカー	1個				50
折り畳みいす	1脚				20

長機	1台		40
テント	1張		1,000
演台	1台		200
その他の用具	各1個		100

備考

- 放送設備及び可搬式放送設備にはマイク1本を含み、マイク1本増すごとに上記の使用料に500円を加算する。
- シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。
- 役員室Aを部分的に使用して冷暖房装置を使用する場合の使用料は、床面積の3分の2の部分を使用する場合は当該使用料の3分の2に相当する額とし、床面積の3分の1の部分を使用する場合は当該使用料の3分の1に相当する額とする。
- 陸上競技器具には、走高跳器具、棒高跳器具、走幅跳・三段跳用具、3000メートル障害物、スターティングブロック、スタート拡声器、砲丸足留、ハードル、ストップウォッチ、ピストル、巻尺、バトン、電気メガホン、選手用長いす、カラーコーン、ライン引器その他の陸上競技用具を含むものとする。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の奈良市体育施設条例施行規則第2条及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に行われる使用承認の申請及び同日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前に行われる使用承認の申請又は同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成21年3月31日揭示済)

なら工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第33号

なら工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

なら工芸館条例施行規則(平成12年奈良市規則第66号)の一部を次のように改正する。

- 第4条第3項中「2箇月」を「6箇月」に改める。
別表備考中「、夜間」を削る。

附則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第34号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「道路建設課」を「管財課」に改め、同表母子健康手帳専用市長印の項中「市民課」を「健康増進課」に改め、同表災害対策用市長印の項中「危機管理課」を「市民安全課」に改め、同表住居表示専用市長印の項中

「市民課」を「市民活動推進課」

に改め、同表医療扶助事務専用市長印の項中「保護課」を「保護第一課」に改め、同表ボランティアセンター事務専用市長印の項中

「市民参画課」を「市民活動推進課」

「推」に改め、同表文化施設事務専用市長印の項中「文

化振興課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

附則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁中一般
関係各所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

「保健福祉部 福祉総務課長
保健所 保健総務課長」

を

「保健福祉部 福祉総務課長」

に、

「観光振興課長 商工労政課長 農林課長」を「農林課長」に、「道路維持課長 道路建設課長 街路課長」を「道路建設課長」に、「教育総務課長 学務課長」を「学務課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第32条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第34条第2号中「、配達記録郵便」を削る。

附則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

(平成21年 3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁中一般
関係各所

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市庁議規程の一部改正)

第1条 奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）

の一部を次のように改正する。

第3条本文を次のとおり改める。

庁議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、法令遵守監察監、危機管理監のほか市長公室長、各部長、保健所長、会計管理者、理事（行財政改革担当）、理事（少子化対策担当）、消防長及び議会事務局長をもつて構成する。

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第2条 奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和62年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、副委員長」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を第3項とする。

第4条の見出し中「及び副委員長」を「の職務」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

別表第2中「企画政策課長」を「企画政策課長 交通政策課長」に、「生活環境課長 市民安全課長」を「市民安全課長」に、「地域活動推進課長」を「市民活動推進課長」に、

第3条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程（平成21年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、政策監（まちづくり担当）、政策監（行政改革担当）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1

部 会	部 会 長	副 部 会 長	部 会 員
研 修 部 会	市 長 公 室 長	環 境 清 美 部 長	法令遵守監察監 危機管理監 建設部長 学校教育部長 議会事務局長 観光戦略室長 下水道室長 消防局次長(消防局担当) 消防局次長(消防署担当) 災害対策室長 人事課長 交通政策課長 管財課長 生活環境課長 市民安全課長 月ヶ瀬行政センター住民課長 東部出張所長 北部図書館長 保健総務課長 企画総務課長 観光交流課長 下水道管理課長 経営管理課長 漏水対策課長 消防局総務課長 消防課長 中央消防署長 教育総務課長 人権教育課長 選挙管理委員会事務局長 議会事務局庶務課長
調 査 研 究 部 会	総 務 部 長	都 市 整 備 部 長	会計管理者 技術部長 税務室長 都祁行政センター所長 まちづくり指導室長 環境保全課長 文書法制課長 市民税課長 病院事業課長 都祁行政センター庶務課長 人権啓発課長 中央図書館長 西部図書館長 介護福祉課長 業務改善課長 施設課長 収集課長 西大寺南区画整理事務所長 開発指導課長 道路建設課長 街路課長 河川課長 営繕課長 会計課長 経理課長 配水課長 救急課長 南消防署長 学務課長 調査課長
市 民 運 動 推 進 部 会	市 民 生 活 部 長	市 民 活 動 部 長	西部出張所長 人権文化推進室長 浄水場長 広報広聴課長 産業廃棄物対策課長 情報政策課長 監理課長 納税課長 市民課長 西部出張所住民課長 業務課長 市民活動推進課長 生涯学習課長 福祉医療課長 生活衛生課長 まち美化推進課長 農林課長 公園緑地課長 下水道建設課長 技術管理課長 住宅課長 工務課長 浄水課長 予防課長 西消防署長 農業委員会事務局長 議事課長 高校総体推進課長
分 野 別 課 題 推 進 部 会	教 育 総 務 部 長	保 健 福 祉 部 長	都祁診療所長 保健所長 道路室長 行政経営課長 資産税課長 滞納整理課長 都祁行政センター住民課長 北部出張所長 文化・スポーツ振興課長 人権施策課長 男女共同参画課長 福祉総務課長 障がい福祉課長 子育て課長 保育課長 介護認定課長 長寿福祉課長 保健予防課長 健康増進課長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 景観課長 土木管理課長 料金お客様課長 東部管理課長 指令課長 北消防署長 学校教育課長 青少年指導課長

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

所属の部会	幹 事 長	副 幹 事 長	幹 事
企 画 部 会	企 画 政 策 課 長	文 化 財 課 長	財政課長 生涯学習課長 人権施策推進課長 人権啓発課長 男女共同参画課長 商工労政課長 都市計画課長 業務部総務課長 人権教育課長
研 修 部 会	人 事 課 長	教 育 総 務 課 長	企画総務課長 人権教育課長 消防局総務課長 選挙管理委員会事務局長 議会事務局庶務課長
調 査 研 究 部 会	市 民 税 課 長	学 務 課 長	文書法制課長 人権啓発課長 中央図書館長 開発指導課長 配水課長
市 民 運 動 推 進 部 会	市 民 課 長	市 民 活 動 推 進 課 長	広報広聴課長 西部出張所住民課長 生涯学習課長 浄水課長

分野別課題推進 部会	学校教育課長	福祉総務課長	人権施策課長 男女共同参画課長 障がい福祉課長 子育て課長 保育課長 介護認定課長 長寿福祉課長 保健予防課長 健康増進課長 青少年指導課長
---------------	--------	--------	--

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第4条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育長 政策監(まちづくり担当)」を「教育長」に改める。

別表第2中「企画政策課長」を「企画政策課長 交通政策課長」に、「市民課長 危機管理課長」を「市民課長」に、「市民参画課長 地域活動推進課長」を「市民活動推進課長」に、「観光振興課長」を「観光交流課長」に、「道路建設課長」を「道路建設課長 街路課長」に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第5条 奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条の見出し中「及び副本部長」を削り、同条第2項を次のように改める。

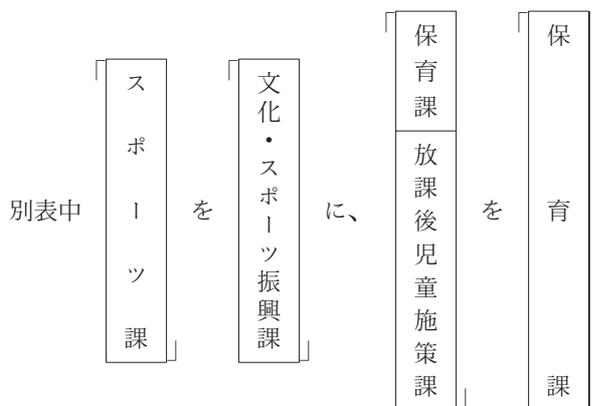
2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

第8条中「財政課及び文書法制課」を「滞納整理課」に改める。

別表第1本部員の項中「総務部長」を「市長公室長 総務部長」に改め、別表第2幹事の項中「子育て支援室長 長寿社会室長」を「保健福祉部次長」に、「下水道室長」を「下水道室長 行政経営課長」に、「介護総務課長」を「介護福祉課長」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第6条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。



に改める。

(奈良市防災行政無線局管理規程の一部改正)

第7条 奈良市防災行政無線局管理規程(平成9年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「危機管理課長」を「市民安全課長」に改める。

第6条第3項中「危機管理課」を「市民安全課」に改める。

第7条第3項第1号中「危機管理課長」を「市民安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項公室長、部長、保健所長及び会計管理者共通の部分に次のように加える。

(15) 公の施設の開館時間、入館時間、休館日等の変更並びに臨時休館、臨時開館等の決定

第4条第1項市民活動部長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項保健福祉部長の部分の第5号中「、老人入浴料及び映画入館料」を「及び老人入浴料」に改め、同部分第13条中「更正医療」の次に「及び精神通院」を加え、同部分中第36号を削り、第35号を第36号とし、第34号を第35号とし、第33号を第34号とし、第32号の次に次のように加える。

(33) 生活保護法第77条及び第78条に規定する保護費用の徴収額の決定

第4条第1項保健福祉部長の部分の第42号中「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加え、同部分中第46号を第59号とし、第43号から第45号までを13号ずつ繰り下げ、同部分の第42号中「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加え、同号の次に次の13号を加える。

(43) 介護保険法に規定する要介護認定並びにその更新、変更及び取消し

(44) 介護保険法に規定する要支援認定並びにその更新、変更及び取消し

(45) 特別会計介護保険事業費に属する保険給付費の支出負担行為の決定

- (46) 介護保険料の減免、分納、延納及び徴収猶予並びに介護給付利用者負担額の減額の決定
- (47) 介護保険料の滞納処分の決定
- (48) 介護保険法の規定による事業者及び施設の指導監査の実施並びに当該監査の結果の報告
- (49) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理
- (50) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条に規定する措置並びにこれに要する費用の支出負担行為の決定
- (51) 老人福祉法第11条第1項第3号に規定する養護受託者の認定
- (52) 老人福祉法第14条の2及び第15条の2の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理
- (53) 老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分
- (54) 軽費老人ホーム事務費補助金の支出負担行為の決定
- (55) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの施設事務費の決定

第4条第1項保健所長の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げる。

第5条子育て支援室長の部分及び長寿社会室長の部分を削る。

第6条第1項市民税課長の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、同項資産税課長の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項納税課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同項滞納整理課長の部分に次の1号を加える。

- (5) 国保年金課、保育課、介護福祉課、下水道管理課及び住宅課の所管の債権の整理に関すること。

第6条第1項市民課長の部分の第7号中「(更新を除く。)」を「及び返還(住民異動に伴う被保険者の資格の得喪に係るものに限る。)」に改め、同項国保年金課長の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 被保険者証の交付及び返還

第6条第1項地域活動推進課長の部分中「地域活動推進課長」を「市民活動推進課長」に改め、同項文化振興課長の部分中「文化振興課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (4) 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年奈良市教育委員会規則第4号)に基づく開放校の利用の許可、取消し及び中止
- (5) 月ヶ瀬体育館及び奈良月ヶ瀬健民運動場の使用の承認、取消し及び制限

第6条第1項スポーツ課長の部分を削り、同項障がい福祉課長の部分の次に次のように加える。

福祉医療課長

- (1) 老人医療費受給資格証、心身障害者受給資格証、乳幼児医療費受給資格証及び母子家庭医療費受給資格証の交付

- (2) 老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等に対する同法第13条に規定する健康手帳の交付
- (3) 後期高齢者医療保険料の納入通知書の発行
- (4) 後期高齢者医療保険料の納付督促及び出張徴収
- (5) 滞納者財産の差押及び解除
- (6) 過誤納金の充当還付
- (7) 公示送達及びこれに伴う納期の変更

第6条第1項子育て課長の部分に次の1号を加える。

- (2) 児童手当及び児童扶養手当の支出負担行為の決定

第6条第1項中

「放課後児童施策課長

- (1) 児童育成料の納付督促及び徴収

福祉医療課長

- (1) 老人医療費受給資格証、心身障害者受給資格証、乳幼児医療費受給資格証及び母子家庭医療費受給資格証の交付

- (2) 老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等に対する同法第13条に規定する健康手帳の交付

- (3) 後期高齢者医療保険料の納入通知書の発行

- (4) 後期高齢者医療保険料の納付督促及び出張徴収

- (5) 滞納者財産の差押及び解除

- (6) 過誤納金の充当還付

- (7) 公示送達及びこれに伴う納期の変更

「保育課長

- (1) 児童育成料の納付督促及び徴収

- (2) 放課後児童健全育成事業施設への入所及び転所の承認

改め、同項介護総務課長の部分中「介護総務課長」を「介護福祉課長」に改め、同部分に次の3号を加える。

- (7) 介護保険被保険者証の交付

- (8) 介護給付利用者負担額減額認定証の交付

- (9) 老人福祉法第10条の4第2項に規定する措置の決定

第6条第1項中

「介護福祉課長

- (1) 介護保険被保険者証の交付

- (2) 介護給付利用者負担額減額認定証の交付

- (3) 老人福祉法第10条の4第2項に規定する措置の決定

削る。

第6条第1項観光振興課長の部分中「観光振興課長」を「観光交流課長」に改め、同項道路建設課長の部分の次に次のように加える。

街路課長

- (1) 不動産の登記手続

- (2) 都市計画路線の通行制限及び禁止

- (3) 都市計画事業決定路線の敷地境界の査定

第6条第1項会計課長の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 不用品の売却、焼却又は廃棄の処分。ただし、売却の処分にあつては、予定価格が30万円未満のものに限る。

第8条中「、青少年野外活動センター所長」を削り、同条青少年野外活動センターの部分の削る。

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条住民課長共通の部分の第7号及び第5条第19号中「交付」を「交付及び返還」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

正 誤

平成21年6月1日付け奈良市公報第245号

ページ	段	行	誤	正
20	左	9	第4号	第5号

平成21年6月25日付け奈良市公報号外第8号

ページ	段	行	誤	正
7	右	29	。以下) (以下
7	右	32	。以下) (以下

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。